

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
矢作川の減災に係る取組方針

【フォローアップ資料】

令和 7年 5月 13日

豊橋河川事務所

「水防災意識社会」の再構築ビジョン

平成27年12月

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の策定

出典:国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成27年9月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防決壊等により浸水戸数は約一万棟、孤立救助者数は約四千人となる等、甚大な被害が発生しました。
- ・これを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。
- ・この答申では、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要があるとしています。
- ・この答申を踏まえ、平成27年12月11日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定しました。

平成29年6月

「水防法等の一部を改正する法律」の施行

出典:国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成28年8月には、台風10号等の一連の台風によって、北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生しました。
- ・この災害を受け、とりまとめられた同審議会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速化させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日に施行されました。

平成29年6月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画のとりまとめ

出典:国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成29年の水防法等の施行と合わせて、「水防災意識社会」の実現に向け、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成29年6月20日に国土交通省としてとりまとめました。

平成31年1月

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

出典:国土交通省HP

<https://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/index.html>

- ・平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と3万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生しました。
- ・これを受けて取りまとめられた同審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされています。
- ・これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定しました。
- ・国土交通省では、「水防災意識社会」の取組をより一層、充実・加速化させ、一刻も早い再構築を目指します。

令和2年7月

流域治水プロジェクトへの転換

水ビジョンと流域治水プロジェクトの連携を 新たにスタート

出典:国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。
- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7つの水系での「緊急治水対策プロジェクト」などと同様に、全国の一級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速してまいります。

1. 概ね5年間で実施する取組み(令和3年度以降)

(1) 逃げ遅れゼロに向けた取組み

1) 広域避難計画の検討実施

- ①避難場所、避難ルートの検討
- ②避難勧告等発令エリアの検討
- ③防災拠点の整備
- ④広域防災ネットワークの構築

2) 教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練

- ①住民、教育機関(小、中、高、大等)、企業等への出前講座の実施、みずから守るプログラムの活用

4) 多機関連携型タイムライン作成

- ①避難勧告の発令に着目し、国・県・市が連携したタイムラインの作成



3) 要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進

- ①住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ②防災情報伝達ツールの改良・開発
- ③要配慮者施設避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保



5) わかりやすい防災情報提供

- ①住民へのわかりやすい避難情報の発信の検討
- ②市町が避難に関する情報を発信するために必要な情報の検討
- ③「洪水ハザードマップ」及び「まるごとまちごとハザードマップ」の作成着手、ハザードマップの周知等
- ④防災情報伝達ツールの改良・開発
- ⑤水害リスクの高い区間の監視体制の整備
- ⑥住民の水害リスクに対する理解促進の取組
- ⑦水害リスク空白域の解消

(2) 社会経済被害軽減の最小化を目指した取組み

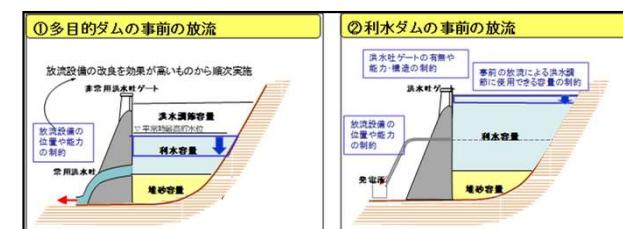
6) 水防計画の立案・水防活動の強化

- ①地元との合同巡視の実施
- ②治水と環境が調和した豊川への理解を促す親水空間の整備、維持管理、活用
- ③河川防災ステーション及び防災拠点の整備
- ④実働訓練の実施
- ⑤河川管理者と水防団等の情報共有
- ⑥水防活動の担い手の確保対策
- ⑦堤防道路と主要道路との接続
- ⑧住民の活動支援方法の検討
- ⑨流域住民への働きかけ
- ⑩排水計画の検討
- ⑪堤防決壊シミュレーションの実施
- ⑫災害時及び災害復旧に対する支援



7) 流域治水を踏まえたハード対策

- ①堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強
- ②鵜の首狭窄部開削に向けた取組み
- ③堤防整備 ④河道掘削 ⑤遊水地整備
- ⑥矢作ダム再生
- ⑦河川管理施設の適切な維持管理
- ⑧護岸整備、浸透対策の実施
- ⑨堆積土砂の掘削・浚渫の実施
- ⑩恒久堆砂対策施設(矢作ダム)の検討
- ⑪耐震対策・粘り強い堤防の検討
- ⑫貯留区域内の避難路整備(冠水対策)の検討
- ⑬地下貯留浸透施設の整備検討



出典:
既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議(第1回) 国土交通省
説明資料

令和6年度の主な取組み

項目	関連する取組内容
①広域避難計画の検討実施	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域等をもとにした避難指示等発令対象エリアを検討する。 隣接市等への広域避難体制を構築
②教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座等を活用した水防災教育を実施する。 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有する。
③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。 協議会の場等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。 公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有する。
④多機関連携型タイムライン作成	<ul style="list-style-type: none"> 水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施。また、各市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、既にタイムラインを運用している市町においては、タイムラインの検証・見直しを実施する。
⑤わかりやすい防災情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等を活用した防災情報伝達ツールを活用する。 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明する。 浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手する。
⑥水防計画の立案・水防活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> 沿川市町は重要水防箇所等の合同巡回を水防団等と定期的に実施する。また、水防災資材等の点検を実施する。 水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、協議会の場等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する。 国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実させる。 沿川市町は住民自ら参加する竹林伐開等の活動を実施する。
⑦流域治水を踏まえたハード対策	<ul style="list-style-type: none"> 鵜の首地区水位低下対策事業 矢作ダム堆積土砂の掘削・浚渫

【①広域避難計画の検討実施】

(1) 避難指示等発令対象エリアの検討

- 想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域等をもとにした避難指示等発令対象エリアを検討する。

令和6年度の実施内容

- 本年8月の台風10号の際「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づく対応を実施
(幸田町)

- 対象発令エリアについて見直し(岡崎市)
- 避難情報の判断伝達マニュアルの見直し(高浜市)
- 避難指示等発令区域を設定済み(刈谷市、豊田市)
- 「避難情報に関する判断・伝達マニュアル」に基づく対応を実施(西尾市、知立市)
- 出水期前にホットライン記載の浸水域と浸水到達時間を確認(安城市)

幸田町

2024年8月 台風10号接近の際の
幸田町の対応

日時	経過概要
8/27 22:09	隣の蒲郡市において土砂災害発生
8/30 17:15	第1非常配備 ・台風10号が接近 ・大雨注意報継続
8/31 7:00	災害対策本部設置 (第2-1非常配備) ・時間雨量27ミリを観測 ・12時以降愛知県西部に大雨警報の予報
20:19	大雨注意報解除
9/1 12:00	台風10号が熱帯低気圧に変わる。
9/2 7:28	幸田町災害対策本部廃止

警報・注意報の状況

愛知県西部の早期注意情報(警報級の可能性)		2024年08月31日13時 名古屋地方気象台 発表									
		31日				1日				2日	
大雨	警報級の可能性	[高]	[高]	[高]	[高]	[中]	-	-	-		
	1時間最大	50	50	50	50	-	-	-	-		
暴雨(音)	3時間最大	70	70	70	70	-	-	-	-		
	24時間最大	-	-	-	-	200から300	-	-	-		
風浪	警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-		
	海上	10	10	10	10	10	-	-	-		
波浪	海上	16	16	16	16	16	-	-	-		
	警報級の可能性	-	-	-	-	-	-	-	-		
■ [高] ■ [中]											

令和7年度の実施予定

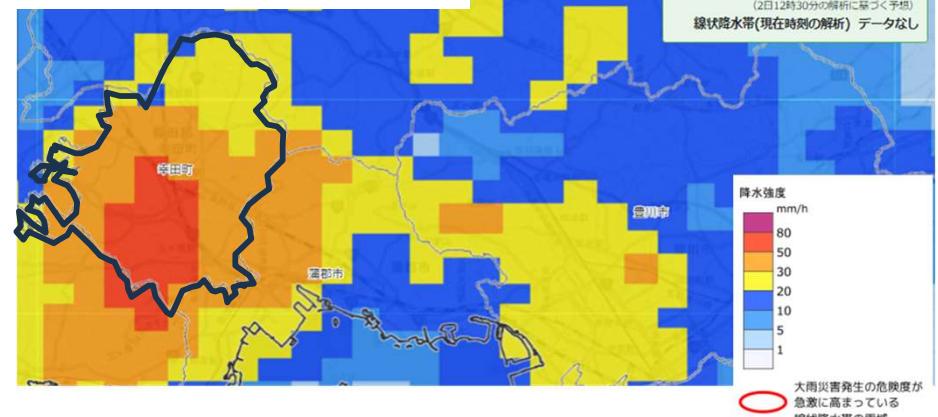
- 継続して検討実施



台風10号進路図



ナウキャスト(雨雲の動き)



【①広域避難計画の検討実施】

(2) 広域避難体制の構築

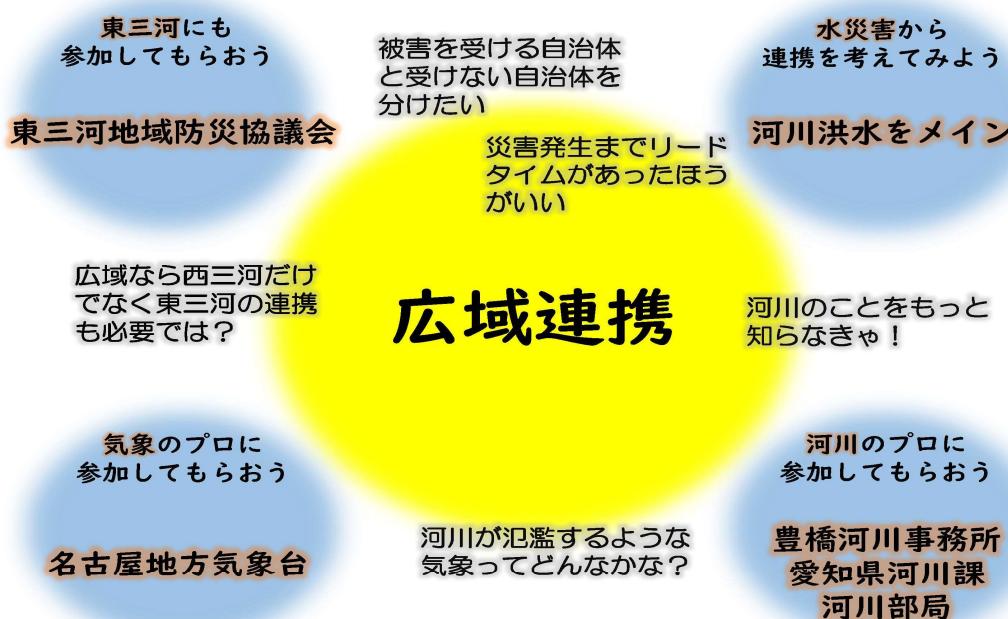
- ・隣接市等への広域避難体制を構築する。

令和6年度の実施内容

- ・西三河9市1町の災害時相互応援協定に基づき、連絡先の交換や研究会を行い、広域避難体制の構築を検討。(岡崎市)

令和7年度の実施予定

- ・早期避難及び広域避難に関する実務手順の調整



▲西三河防災減災連携研究会

岡崎市

＜西三河防災減災連携研究会の実施＞

開催日：令和6年5月14日（火）
令和6年8月6日（火）



▲西三河防災連携研究会の様子

【②教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練】

(3) 水防災教育の実施

- 出前講座等を活用した水防災教育を実施する。

令和6年度の実施内容

- 小中学校、市民団体、自主防災組織に対する出前講座、防災講演会等の実施
(幸田町、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、
豊橋河川事務所)
- 防災教育ツール(学校教材)の提供(名古屋地方気象台)

西尾市



▲出前講座・講演会

高浜市



▲市民団体出前講座



▲小学校防災出前講座

令和7年度の実施予定

- 継続して検討実施

【②教育現場での日常的な防災意識の普及・啓発・学習・訓練】

(4) 防災教育に関する指導計画の作成支援

- 防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手する。また、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関係自治体における全ての学校に共有する。

令和6年度の実施内容

- 学校にて、「キャンプde学ぼうさい！」を実施。加えて、市内校務主任者会にて出前講座を実施。(豊田市)
- 平坂地区の小中学校に対し、防災教育を実施(西尾市)
- 中学生に向けた防災講座を実施。(知立市)
- 防災教育ツール(学校教材)の提供、学校を対象とした出前講座、教育委員会との連携。(名古屋地方気象台)
- 水防災協議会で防災教育ツールを紹介。(豊橋河川事務所)

西尾市



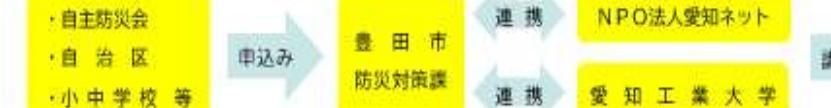
▲平坂地区防災教育

豊田市

①マイ・タイムラインの作成支援

- 豊田市生涯学習出前講座の1講座として募集

- ・自主防災会
- ・自治会
- ・小中学校等



令和6年度実績：23団体 (1,127人)

自分自身(家族)の防災行動計画を作成！



②防災キャンプの実施支援

- 市と学校が「豊田市防災キャンプ事業に関する協定」を締結して事業費を支援

- 学校関係団体



- 学校関係団体、地域の自治会等の多様な組織が連携し、学校等を避難所とした生活体験等を含んだ防災キャンプを実施

多様な組織・団体が連携して実施！



▲防災キャンプの実施支援

【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】

(5) 要配慮者の避難確保計画

- 対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練を実施するとともに、避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認する。

令和6年度の実施内容

- 避難確保計画作成支援及び訓練の実施状況の把握。(岡崎市)
- 引き続き策定要領資料を市HPで公開(碧南市)
- 市内対象施設は、避難確保計画策定済(刈谷市)
- 消防署と協力の上、避難確保計画に基づく訓練の実施。(豊田市)
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を依頼した。(安城市)
- 未策定施設に対し、引き続き策定を促した。(西尾市)
- 未策定施設に対し、策定要領資料を市HPで公開(高浜市)
- 策定済みの施設は避難訓練の実施と実施状況を把握(幸田町)
- 愛知県市町村要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議に出席(愛知県)
- 水防災協議会で事例紹介。(豊橋河川事務所)

愛知県

▼要配慮者利用施設における避難確保計画作成の進捗状況(R6.3月末時点)

	対象施設数	作成施設数	作成率 (%)
洪水	7,098	5,464	77.0
雨水出水	2,400	961	40.0
高潮	4,025	1,897	47.1
津波	1,909	1,322	69.3
土砂災害	314	286	91.1

令和7年度の実施予定

- 未策定施設に対し、策定要領資料を市HPで公開
- 避難確保計画作成支援及び訓練の実施状況の把握
- 継続して検討実施

令和6年度 愛知県要配慮者利用施設避難確保計画作成等推進会議

日時 令和6年7月31日(水) 9時45分から
場所 愛知県自治センター 会議室E

(次第)

1 本会議について 【資料1】

2 最新情報について

- ・避難確保計画作成等の進捗状況 【資料2】
- ・洪水浸水想定区域の指定状況について 【資料3】
- ・土砂災害警戒区域等の指定状況等について 【資料4】
- ・津波災害警戒区域について 【資料5】
- ・高潮浸水想定区域の指定について 【資料6】

3 取組について

- ・事務局の取組 【資料7】
- ・国の取組 【資料8】

4 アンケートの結果について

- ・事前アンケートの結果 【資料9】
- ・アンケートに関する質疑応答、討議等
- ・参考資料等

▲議事次第

【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】

(6) 洪水時の情報伝達体制・方法の検討

- 協議会の場等において、浸水想定区域内の公共施設や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。

令和6年度の実施内容

- 対象施設へ防災情報伝達ツールの導入の啓発をした。(岡崎市)
- 市公式ライン・メールの周知・活用。(碧南市)
- 出前講座にて、ハザードマップ等を用いてマイタイムラインの作成支援を実施。(豊田市)
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に安城市防災行政アプリを周知。(安城市)
- リスト化し、地域防災計画に掲載。(西尾市)

岡崎市

<情報伝達体制の構築>

<手順>

- システム登録の案内
対象 443施設
(避難確保計画作成義務施設)
- 情報伝達訓練の実施、受信確認
登録 279施設(登録率63%)
- 再度、システム登録の案内配布
今後も定期的に情報伝達訓練を実施

取組効果

情報の取得漏れが無くなるため、各施設において避難確保計画に基づく避難の検討ができる。また、定期的な訓練の実施は防災に関する意識向上・定着につながる。



▲パンフレット

情報伝達文例▶

令和7年度の実施予定

- 防災情報伝達ツールの複線化の検討
- 要請に応じて、講座の開催や、ハザードマップの配布を実施。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に防災行政アプリを周知。

碧南市



市公式LINEと防災メールを連携させることで、気象情報や火災情報などの防災・災害情報も受信できるようになりました。

配信情報

防災情報・国民保護・気象注意報・気象警報・特別警報・記録的短時間大雨情報・土砂災害警戒情報・震度情報・津波注意報・津波警報・大津波警報・矢作川河川情報(流域内河川)・矢作川河川情報(流域外河川)・南海トラフ地震臨時情報・南海トラフ地震警戒情報・熱中症特警報アラート・建物火災・建物火災以外の火災

防災啓発情報も、毎月配信中！！

▲市公式LINEの活用

【③要配慮者利用施設等の避難確保計画の推進】

(7) 公共施設や災害拠点病院の機能確保対策

- 公共施設や災害拠点病院の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施するとともに、対策の実施状況については協議会等で共有する。

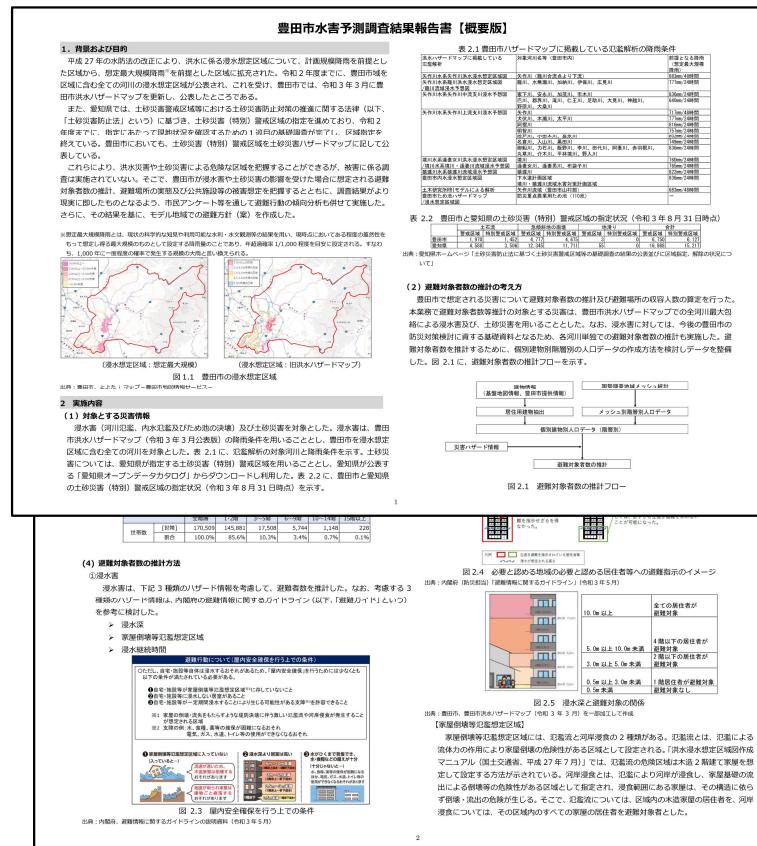
令和6年度の実施内容

- 公共施設等浸水対策検討方針を作成。(岡崎市)
- 過年度実施済の豊田市水害被害予測調査結果を市ホームページに掲載し、広く周知している。(豊田市)
- ハザードマップ等で各施設に情報を共有。(西尾市)

豊田市

- 想定最大規模降雨に対応した洪水ハザードマップを作成し、さらに愛知県内の1巡目の土砂災害(特別)警戒区域の指定が完了したこと、市全域の水害リスクを把握することができたため、市の水害に関する基礎調査を独自に実施し、「豊田市水害被害予測調査結果報告書」を作成しました。

- 本調査の中で、避難対象者が多く、利用できる指定緊急避難場所の限られる中学校区(崇化館、朝日丘、梅坪台、上郷、石野)をモデル地区として、市民アンケート等を基に、避難方針(案)を作成しました。
- 本調査の報告書概要版と避難方針(案)は豊田市ホームページで公開中です。

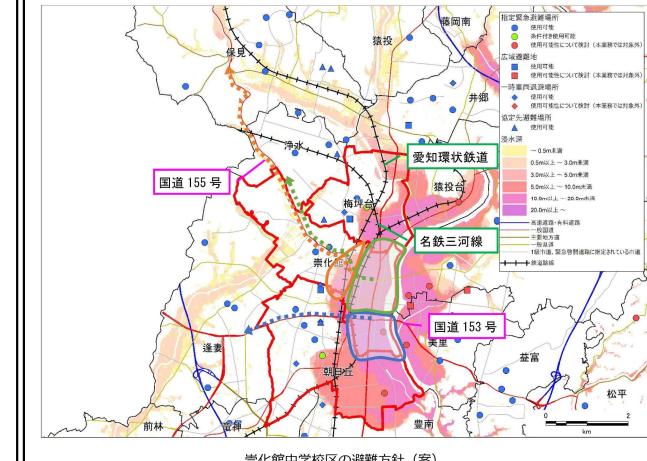


令和7年度の実施予定

- 公共施設管理者における矢作川の氾濫における課題の整理
- 要請に応じて、講座の開催。また、被害予測調査結果の活用を案内

a) 崇化館中学校区

- 【地区概要】
・学区の東側を中心に浸水するため、避難者は学区の東側に集中する。
・学区内の利用可能な指定緊急避難場所等の避難場所は、学区の西側に位置する。
・名鉄三河線と愛知環状鉄道が学区を縦断している。このため、鉄道横断箇所で交通が集中する可能性がある。
【避難経路】
・学区の南側に、国道153号が横断しており、東西の移動が可能である。このため、国道153号より南側の区域の避難者は、国道153号により遠学区へと避難する。
・国道153号より北側の区域の避難者は、国道153号により北上し浄水学区方面へと避難する。
・名鉄三河線よりも東側の区域の避難者は、鉄道横断箇所で滞留が発生し避難時間が長くなる。このため、地理的距離の近い、学区内の指定緊急避難場所等の避難場所、又は隣接する浄水学区へと避難する。
・名鉄三河線よりも西側の区域の避難者は、国道155号をさらに北上し、保見学区へと避難する。
・また、崇化館中学校区内の受け可能な避難施設は、避難行動要支援者などの遠距離の移動が困難な方や徒歩での避難者も受け入れれる。



▲水害予測調査結果報告書【概要版】(抜粋)

▲避難方針(案)(抜粋)

【④多機関連携型タイムライン作成】

(8) タイムラインの作成と見直し

- ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施。また、各市町は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、既にタイムラインを運用している市町においては、タイムラインの検証・見直しを実施する。

令和6年度の実施内容

- ・事前に矢作川が氾濫が予見される事態における避難計画の見直しを実施した。(岡崎市)
- ・災害対策本部の動きの検証及び訓練の実施。(刈谷市)
- ・今年度関係機関と協力し、全庁をあげて庁舎浸水を想定した訓練を実施した。(豊田市)
- ・タイムラインを活用した避難訓練(大雨行動訓練)を実施。(安城市)
- ・実際の災害対策本部においてタイムラインを使用し検証・見直し。(西尾市)
- ・洪水対応訓練を実施。(豊橋河川事務所)

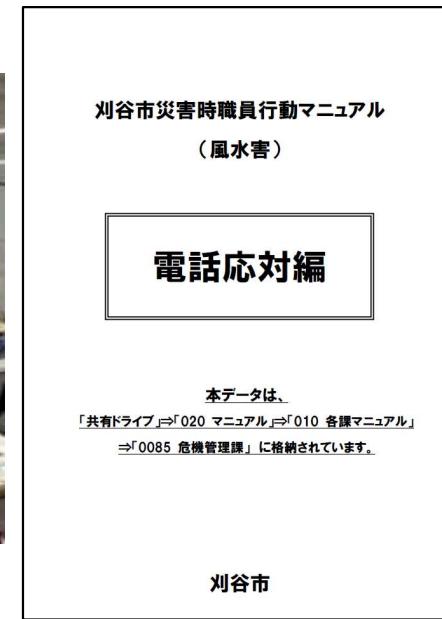
令和7年度の実施予定

- ・継続して検討実施

刈谷市



▲情報伝達訓練



▲災害時職員行動マニュアル

安城市



みずから守るプロジェクト
◀(大雨行動訓練)

【⑤わかりやすい防災情報提供】

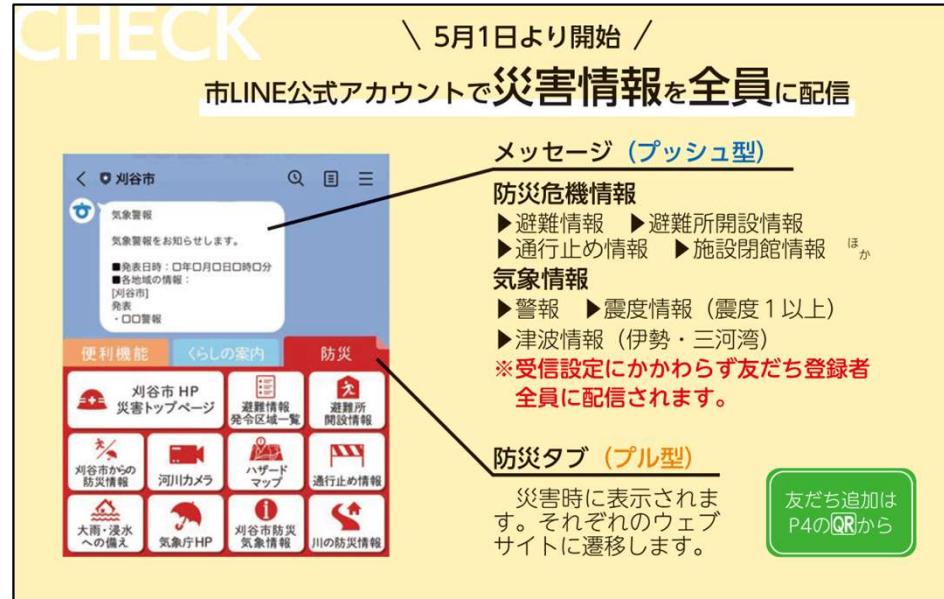
(9) 防災情報伝達ツールの活用

- 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等を活用した防災情報伝達ツールを活用する。

令和6年度の実施内容

- 防災メール、ケーブルテレビ、FM放送、SNS等による防災情報伝達ツールを活用した。(岡崎市)
- 防災情報伝達ツールを活用。(碧南市)
- 防災メール、防災ラジオ等を活用した情報伝達を実施。(刈谷市、高浜市、幸田町)
- 緊急メールとよたやSNS等を利用して、避難情報等を配信。(豊田市)
- HP、安城市防災行政アプリ、ケーブルテレビ、防災ラジオ、SNS等を活用し、災害情報等を伝達。(安城市)
- 防災アプリ、メール、LINE等のSNS、ケーブルテレビ等を利用した情報伝達を実施。(西尾市)
- X(旧Twitter)等で情報発信。(豊橋河川事務所)

刈谷市



LINEによる
情報伝達 ▶

令和7年度の実施予定

- 継続して検討実施

高浜市

【警戒レベル3】高齢者等避難について

受信トレイ
高浜市役所 11:19
To: 自分

メールをブロック

こちらは高浜市です。
矢作川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれがあります。
浸水のおそれのある区域にいる高齢者や障害のある方など避難に時間がかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等へ避難してください。

開設している避難所

- 高浜小学校メインアリーナ (青木町六丁目1-15)
- 地域交流施設たかぴあ (青木町六丁目1-15)
- 吉浜公民館 (屋敷町五丁目12-8)
- 女性文化センター (湯山町六丁目6-4)

対象地域

「稗田町2丁目、稗田町3丁目、稗田町4丁目、稗田町5丁目、向山町1丁目、向山町2丁目、向山町5丁目、向山町6丁目、本郷町1丁目、本郷町4丁目、本郷町5丁目、本郷町6丁目、論地町1丁目、論地町5丁目、二池町4丁目、清水町2丁目、豊田町3丁目」

登録内容の変更・配信解除は次のリンク先にアクセスしてください。

<https://raiden.ktaiwork.jp/register/update?aid=721&uid=5bfeb0c58b9397f00d6fd9ce2d509a84ab107122>

高浜市役所 防災防犯グループ

▲防災メール画面

【⑤わかりやすい防災情報提供】

(10)不動産関連事業者への水害リスク情報の提供

- 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明する。

令和6年度の実施内容

- 不動産業者に対し、HP及び窓口で情報提供を実施。(碧南市)
- 窓口等での説明、ホームページによる周知。(刈谷市)
- 窓口で浸水想定区域、浸水実績区域を明示し、水害リスクを説明。(豊田市)
- 不動産取引時の重要事項に関する説明をHPに掲載。(安城市)
- 窓口や電話において対応。(岡崎市、西尾市、知立市、高浜市)
- 水防災協議会で事例を共有。(豊橋河川事務所)



■水防法の規定に基づく水害ハザードマップについて（宅地建物取引業者の方へ）

令和2年8月28日施行の宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、不動産取引時における重要事項説明の対象項目として「水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」が追加されました。水防法の規定に基づく刈谷市水害ハザードマップが提供する情報については下記のとおりです。

区分	水防法に基づく記載の有無	使用データ	備考
洪水 (外水氾濫)	有	● 1級河川（矢作川）：洪水浸水想定区域図 ● 2級河川（境川、逢妻川、逢妻女川、猿渡川）：愛知県浸水予想図	2級河川については、浸水リスク情報を正しく住民に周知するため、水防法の指定区間外（上流部や支川）も含まれている「浸水予想図」の内容を記載しています。
雨水出水 (内水氾濫)	無 (水防法に基づか ない独自の記載有)	刈谷市内水浸水想定区域図	市内には、雨水出水浸水想定区域（水防法14条の2）の指定・公表がされていませんが、「内水氾濫」の浸水リスク情報を住民に周知するため、刈谷市独自で作成した「内水浸水想定区域図」に基づきハザードマップを作成しております。

▲ウェブサイトへ情報掲載

【刈谷市HP】

<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/anshin/1019750/1002813.html>

令和7年度の実施予定

- 継続して検討実施



不動産取引時の水害ハザードマップにおける対象物件の所在地の説明について

近年、大規模洪水の頻発により甚大な被害が生じておらず、不動産取引時においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素になっているところです。そのため、不動産取引時における重要説明事項の対象項目として「水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」を事前に説明することが義務化されています。

よくある質問（重要説明事項について）

Q 1. 安城市における「水防法に基づく水害ハザードマップの有無」を確認したい。

A 1. 安城市水害ハザードマップで、水防法に基づくもの（※）は次の2つです。

・矢作川の洪水（ハザードマップ裏面「もし、矢作川があふれたら」）

・高潮（ハザードマップ裏面「もし、高潮が発生したら」）

※水防法に基づくものとは、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するハザードマップを指します。

※愛知県が管理する河川の洪水（ハザードマップ裏面「もし、鹿児川・猿渡川・長田川などがあふれたら」）については、令和6年度末までに水防法に基づく洪水浸水想定区域として指定される予定です。（[詳細は愛知県ホームページを参照ください（外部リンク）](#)）

※雨水出水浸水想定区域（ハザードマップ裏面「もし、市内の水路があふれたら」）は、安城市が独自に作成したものであり、水防法に基づくハザードマップではありません。

Q 2. 水防法に基づく浸水想定区域以外の洪水や雨水出水（内水氾濫）については説明しなくてよいのか。

A 2. 水防法に基づく水害ハザードマップの対象外であるため、重要事項説明書における説明義務は発生しません。ただし、安城市水害ハザードマップではあらゆる水害リスクを考慮し、水防法に基づかない愛知県雨水想定区域や安城市内水浸水想定区域も掲載しています。また、これらの浸水想定は計算結果に基づくものであり、雨の降り方によっては浸水の想定がされていない地域においても水害が発生する可能性もあります。取引の対象となっている宅地または建物の所在地が浸水想定区域の外にあるからといって、水害リスクがないと相手方が誤認しないよう配慮してください。

▲ウェブサイトへ情報掲載

【安城市HP】

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/bosaibohan/yakudachi/hazardmap/index.html>

【⑤わかりやすい防災情報提供】

(11) まるごとまちごとハザードマップの整備

- ・浸水被害が生じていない区域の住民の水害に対する意識向上を目指し、まるごとまちごとハザードマップの整備に着手する。

令和6年度の実施内容

- ・新規箇所への標識設置。(豊田市)
- ・公共施設に想定浸水深表示を整備。(安城市)

豊田市

▼公共施設の壁面等に浸水深を明記



■看板表示内容

- ・想定浸水深
- ・洪水時避難所
- ・浸水イメージ動画2次元コード(該当施設のみ)
- ・水害リスクに関する情報2次元コード
- ・設置箇所: 34か所(令和4年度: 22箇所令和5年度: 3か所、令和6年度: 9か所)

■備考

高さが足りている建物は、実際の想定浸水深箇所に数値のみの看板を設置



令和7年度の実施予定

- ・必要に応じて設置検討
- ・公共施設に整備した想定浸水深表示を維持管理

安城市



▲小川保育園



▲安祥中学校



▲桜井保育園

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】

(12) 河川管理者と水防団等の情報共有

- 沿川市町は重要水防箇所等の合同巡視を水防団等と定期的に実施する。また、水防災資材等の点検を実施する。

令和6年度の実施内容

- ・豊川・矢作川 河川合同巡視に参加。(岡崎市、安城市、西尾市、碧南市、豊田市)
- ・水防災資材等の点検。(碧南市、刈谷市、豊田市)
- ・11月「秋のクリンピーときれいな街づくり事業」に合わせて実施。(碧南市)

碧南市

開催日:令和6年11月17日(日)
場所:矢作川河川敷(碧南市)
参加人数:103名
収集量:42.8kg



実施状況 ▶



西尾市
他

開催日:令和6年5月27日(月)
開催場所:豊田市、岡崎市、安城市、西尾市、碧南市



▲河川合同巡視状況(R5)

令和7年度の実施予定

- ・継続して検討実施

【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】

(13) 水防団募集の広報・活動調整の実施

- 水防団員等の減少や高齢化が顕在化しているため、協議会の場等を活用して、水防団の募集、自主防災組織、企業等の参画を促す為の具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する。

令和6年度の実施内容

- 地域説明会の実施。(碧南市)
- 成人式における消防団加入促進PRの実施。(刈谷市)
- SNS等を活用した広報活動の実施。(豊田市)
- 消防団員(水防団員)の募集をPRした。(安城市)
- 公式SNSで消防団員(水防団員)の活動を発信しPR。(西尾市)
- 消防団加入促進用啓発品を作成し、イベントで配布。(知立市)
- 町内会等に消防団勧誘チラシを配布。(高浜市)
- 引き続きあらゆる機会、広報誌等を通じて消防団員を募集。(幸田町)
- 水防災協議会で事例紹介。(豊橋河川事務所)

令和7年度の実施予定

- ・継続して検討実施

知立市



▲新春知立市消防団フェス

幸田町



▲消防団募集



【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】

(14)被災状況等の情報提供の充実

- 国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実させる。

令和6年度の実施内容

- ・西三河九市一町の災害時相互応援協定に基づく連絡先の交換及び勉強会の実施。(豊田市)
- ・蒲郡市土砂災害、能登半島地震に対応。(豊橋河川事務所)

能登半島地震



▲物資の支援



▲現地での調査・作業

令和7年度の実施予定

- ・継続して検討実施

蒲郡市土砂災害



照明車準備状況

照明車による支援状況



【⑥水防計画の立案・水防活動の強化】

(15)竹林伐開等の活動

- 沿川市町は住民自ら参加する竹林伐開等の活動を実施する。

令和6年度の実施内容

- ・愛護会活動支援。(豊田市)

令和7年度の実施予定

- ・愛護会活動支援

百々水辺愛護会とトヨタ自動車寮生会の共同による矢作川竹林伐採の実施
(令和6年11月10日)

豊田市

▼矢作川竹林伐採状況(R6年度)



【⑦流域治水を踏まえたハード対策】

(16) 鶴の首地区水位低下対策事業

- 矢作川鶴の首地区では、豊田市街地を流れる上流部と比較して川幅が狭い狭窄部の抜本的対策に令和2年度より着手。
- 鶴の首狭窄部区間の開削、明治用水頭首工湛水区間の浚渫を実施し、明治用水頭首工～豊田市街地の水位を約1.4m低下させる。

令和6年度までの実施内容

- ・河道掘削
- ・樹木伐採 等



◆実施状況と整備の流れ



【①伐採前】



【②伐採中】



【③伐採後】



【④筋掘り中】

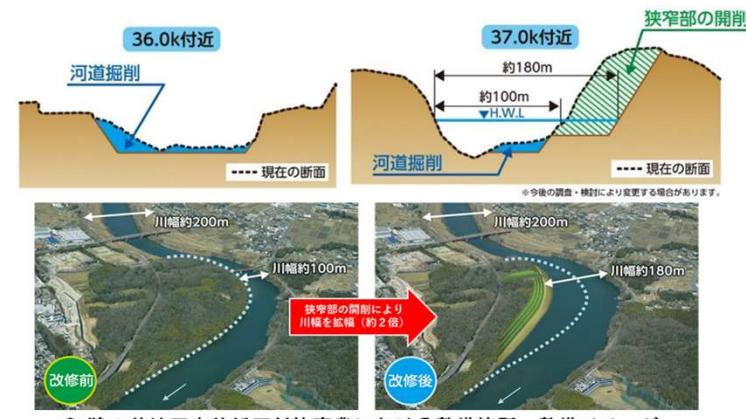


【⑤筋掘り完了後】



【⑥埋文調査中】

令和7年度の実施予定 引き続き実施予定



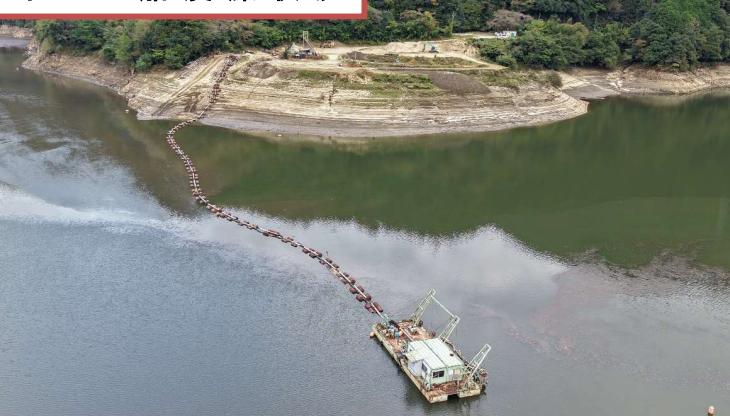
【③伐採後（上空から撮影） R6.3月時点】

【⑦流域治水を踏まえたハード対策】

(17) 矢作ダム堆積土砂の掘削・浚渫

- 矢作ダム貯水池の容量維持を図るため、堆積した土砂を搬出するべく、国の掘削工事と民間の砂利採取を実施する。
- 令和6年度は、相走地区では水中ブルドーザを用いた掘削を、シシナド地区は、施工性・コスト面から冬季に貯水位を低下させ、BHによる陸上掘削を実施。令和7年度も同一箇所での掘削を実施予定。
- 砂利採取(浚渫・掘削)は、貯水池内の同一範囲で実施を予定。

ポンプ船浚渫状況



水中ブル掘削状況(相走地区)



バックホウ陸上掘削(シシナド地区)



仮置場
(池ヶ洞地区)

脱水・仮置
水中ブル
(相走地区)

砂利採取(浚渫)

貯砂ダム

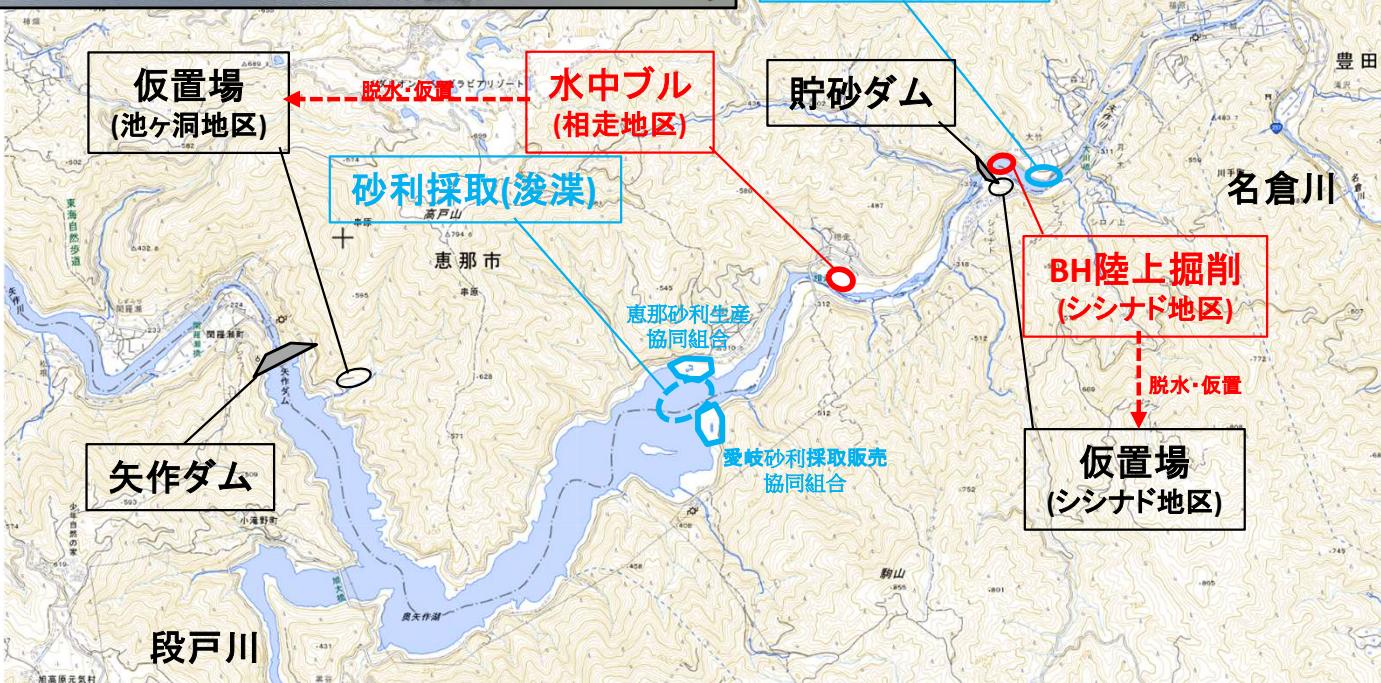
BH陸上掘削
(シシナド地区)

上村川

名倉川

仮置場
(シシナド地区)

矢作ダム



令和6年度の実施内容

- ・堆積土砂の掘削や浚渫を実施
- ・総合土砂管理計画を踏まえた堆砂対策に関する検討を実施



令和7年度の予定

- ・掘削や浚渫を継続的に実施
- ・より効率的な掘削工法の検討
- ・掘削量の増加に資する施設の検討及び設計を実施